

March 2020

韓国におけるコロナ19対応審判事務の運営指針のご案内

このたび、韓国特許庁より2020年3月25日付でコロナ19対応審判事務の運営指針が施行されましたのでご案内申し上げます。

基本的な方針は、期間経過前の延長申請及び期間経過後の事後救済申請を介して救済措置を行うとのことです。

ご参考として、出願については「期間を守ることができなかった場合、期間経過救済申請書などに事由と証明書を提出すれば、事後的に救済」するようにしています。

具体的な審判事務運営の指針の内容は、下記のとおりです。

<期間経過前の申請>

国内外の審判当事者、代理人が審判事件に関してコロナ19の事由により申請した期日延長、期日変更、手続き中止の取扱い

- 指定期間延長は、総3回(3月)までは証憑書類なく許可、4回からは証憑書類を提出する際に妥当性が認められた場合に承認
- 口述審理などの期日変更は申請時に積極的に承認
- 手続き中止は証拠書類とともに申請時に積極的に承認し、事由が解消されれば申請又は職権により再び審理を進行

※ 但し、手続き中止は当事者の事由による場合にのみ許容される

<期間経過後の事後救済>

当事者、代理人がコロナ19を理由に、i) 審判請求後の補正期間の経過で欠缺を解消できずに無効処分となった場合、

ii) 拒絶決定不服審判の請求期間を守ることができなかった場合、経過事由の証憑書類を添付して事後救済申請可能

但し、事由消滅の日から2ヶ月以内に申請しなければならず、無効処分または審判請求期間の満了日から1年が経過した後は事後救済不可

特許法人太平洋のニュースレターに掲載された内容及び意見は、一般的な情報提供を目的に発行されたものであり、特許法人太平洋の公式的見解や如何なる具体的事案に関する法的意見を差し上げるものではないことをご了承ください。

更なる詳細に関するお問い合わせは、以下の連絡先までご連絡ください。

T +82 2 2188 5456

F +82 2 2188 5455

E ip@BKL.co.kr

<コロナ 19 事件の優先審判>

コロナ 19 を理由に優先審査した事件の拒絶決定不服審判に対し、優先審判申請を許容

<在外者に対する国外送達>

代理人のいない在外者(被請求人)の当事者系事件において、郵便局の国際郵便物の受付中止により審判書類の一部地域(日本など)への国外送達の発送ができない場合、特許審判院から審判手続き中止 * 措置
* 配送遅延を含む障害事由が発生した国家に該当する場合、郵便状況の変動により、追って当事者申請(証憑資料の添付)又は審判官職権で中止取消

上記のような韓国特許庁の期間延長などに関する運営方針のご案内とともに、弊所では本来の期日に合わせて問題なく業務処理を行っておりますことをご報告申し上げます。